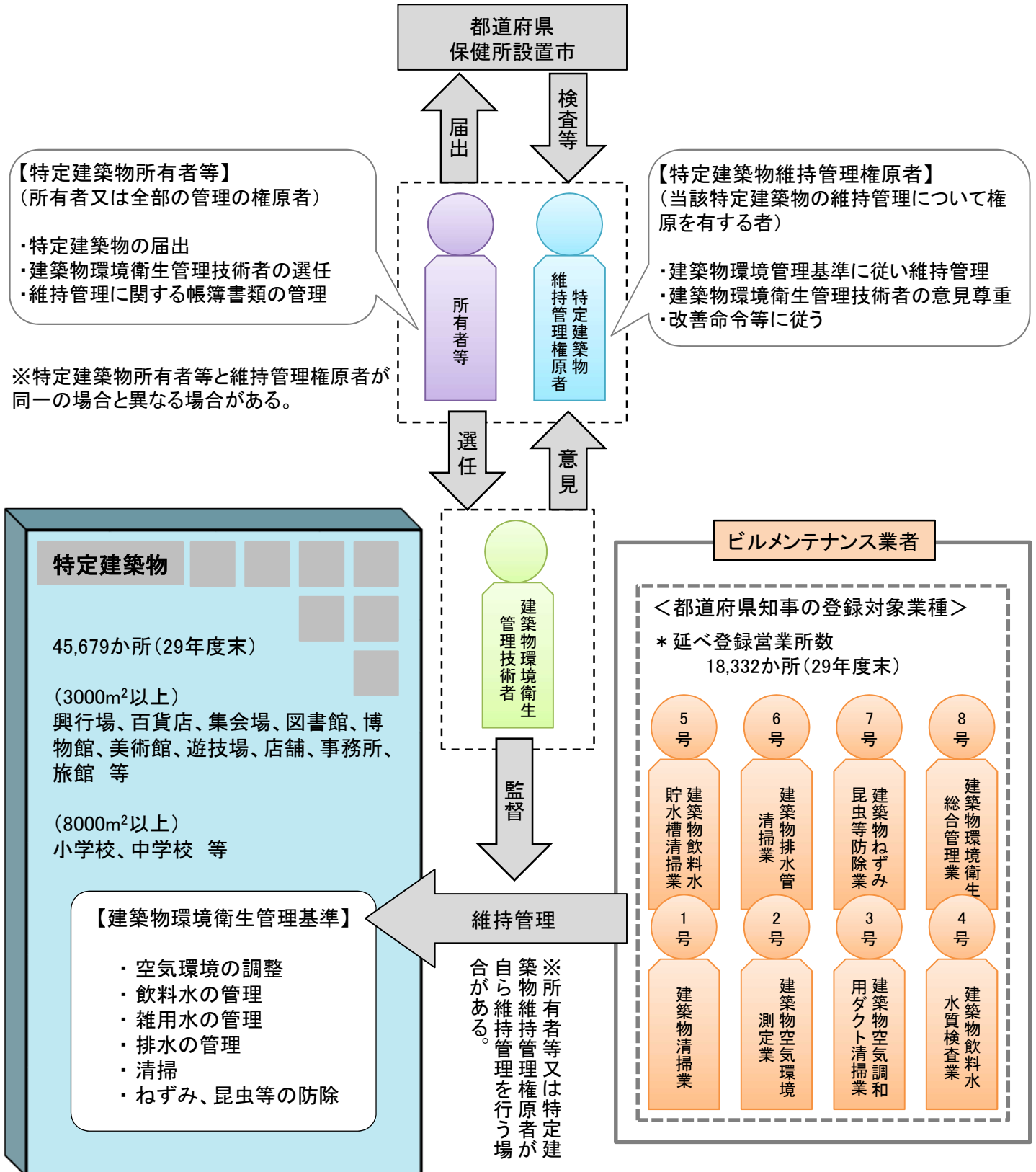


建築物衛生行政の 最近の動向等について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



建築物環境衛生管理基準

建築物環境衛生管理基準の概要

- ◆ 環境衛生上良好な状態を目標としている。
- ◆ 基準に違反し、かつ、健康がそこなわれる事態等の環境衛生上著しく不適当な場合に、改善命令、使用停止等の行政措置がとられる。

| | |
|-------------|---|
| 空気環境の調整 | ①空気環境の調整に関する基準及び測定 ②空気調和設備の病原体汚染を防止するための措置 |
| 給水及び排水の管理 | ①飲料水に関する衛生上の措置 ②雑用水に関する衛生上の措置 ③排水に関する設備の掃除等 |
| 清掃及びねずみ等の防除 | ①清掃及び廃棄物処理 ②ねずみ等の防除 |

空気環境の調整

- 空気調和設備(浄化、温度、湿度、流量の調節機能を備えた設備)を設けている場合
居室において、下表の基準におおむね適合するように、維持管理しなければならない。
- 機械換気設備(浄化及び流量の調節機能を備えた設備)を設けている場合
居室において、下表の基準のうち、温度及び湿度を除く項目について、おおむね適合するように、維持管理しなければならない。

| 項目 | 管理基準 |
|----------|--|
| 浮遊粉じん | 0.15mg/m ³ 以下 |
| 一酸化炭素 | 10ppm以下 (大気中の濃度が10ppmを超える場合は20ppm以下) |
| 二酸化炭素 | 1,000ppm以下 |
| 温度 | (1) 17℃以上28℃以下 (2) 居室の温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと |
| 相対湿度 | 40%以上70%以下 |
| 気流 | 0.5m/s以下 |
| ホルムアルデヒド | 0.1mg/m ³ 以下 |

空気環境の測定

○浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流

【測定頻度】

- ・ 2か月以内に1回

【測定時点・地点】

- ・ 各階ごとに1カ所以上適当な居室を選んで、その中央部の床上75cm以上150cm以下の位置で測定

【評価】

- ・ 浮遊粉じん、二酸化炭素、一酸化炭素は算術平均で評価
- ・ 温度、相対湿度、気流は常に基準に適合しているかで評価

○ホルムアルデヒドの測定

【測定頻度】

- ・ 特定建築物の建築、大規模修繕、大規模模様替の後、建築物の使用を開始した日以後に最初に到来する6～9月に1回測定

【測定時点・地点】

- ・ 各階ごとに1カ所以上適当な居室を選んで、その中央部の床上75cm以上150cm以下の位置で測定

空気調和設備の病原体汚染防止

1) 冷却塔および加湿装置に供給する水

- ・ 水道法第4条の水質基準に適合するもの

2) 冷却塔、冷却水および加湿装置の点検

- ・ 使用開始時および使用期間中に1ヶ月以内ごとに1回点検
- ・ 必要に応じて換水、清掃等を実施

3) 排水受け(ドレンパン)の点検

- ・ ゴミ等による閉塞、カビ・細菌汚染の防止
- ・ 使用開始時および使用期間中に1ヶ月以内ごとに1回点検
- ・ 必要に応じて清掃等を実施

4) 冷却塔、冷却水管および加湿装置の清掃

- ・ 1年以内ごとに1回

飲料水の管理

給水に関する設備※を設けて、人の飲用、炊事用、浴用(旅館における浴用を除く)その他の人の生活の用に供する水を供給する場合は、水道法に規定する水質基準に適合する水を供給すること。

※水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具は除く。

《飲料水に関する衛生上必要な措置等》

(1) 消毒

| | |
|------------|----------------------------|
| 通常 | 残留塩素0.1ppm(結合残留塩素0.4ppm)以上 |
| 汚染が推測される場合 | 残留塩素0.2ppm(結合残留塩素1.5ppm)以上 |

(2) 貯水槽の点検等の汚染防止に必要な措置

(3) 水質検査(定期、臨時)

基準: 建築物衛生法施行規則にて規定する項目

検査: 厚生労働大臣が別に定める方法(告示)

(4) 遊離残留塩素の検査(7日に1回)及び貯水槽の清掃(年1回)

(5) 給水の停止、状況周知

(6) 飲料水の管理の努力義務 → 告示で規定(技術上の基準)

飲料水の水質検査

| 検査頻度 | 検査対象 |
|--|---------|
| (1) 6か月以内ごとに1回定期的に検査 | 上水・地下水等 |
| (2) 1年以内ごとに1回定期的に検査 (6月1日から9月30日までの間) | 上水・地下水等 |
| (3) 3年以内ごとに1回定期的に検査 | 地下水等 |
| (4) 給水設備の使用開始前に1回実施 | 地下水等 |

飲料水の水質検査項目(1)

(1) 6か月以内ごとに1回定期的に検査を実施する測定項目

給水源: 上水・地下水等

- 一般細菌
- 大腸菌
- 鉛及びその化合物
- 亜硝酸態窒素
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 亜鉛及びその化合物
- 鉄及びその化合物
- 銅及びその化合物
- 塩化物イオン
- 蒸発残留物
- 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
- pH値
- 味
- 臭気
- 色度
- 濁度

飲料水の水質検査項目(2)

(2) 1年以内ごとに1回定期的に検査を実施する測定項目

(6月1日から9月30日までの間)

給水源: 上水・地下水等

- シアン化物イオン及び塩化シアン
- 塩素酸
- クロロ酢酸
- クロロホルム
- ジクロロ酢酸
- ジブロモクロロメタン
- 臭素酸
- 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
- トリクロロ酢酸
- ブロモジクロロメタン
- ブロモホルム
- ホルムアルデヒド

飲料水の水質検査項目(3)

(3) 3年以内ごとに1回定期的に検査を実施する測定項目

給水源:地下水等

- 四塩化炭素
- シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
- ジクロロメタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- ベンゼン
- フェノール類

(4) 給水設備の使用開始前に1回実施

給水源:地下水等

- 水道法に基づく水質基準(全51項目)

排水の管理、清掃及びねずみ・昆虫等の防除

○排水の管理

6ヵ月以内に1回の清掃、定期点検

○清掃

日常清掃

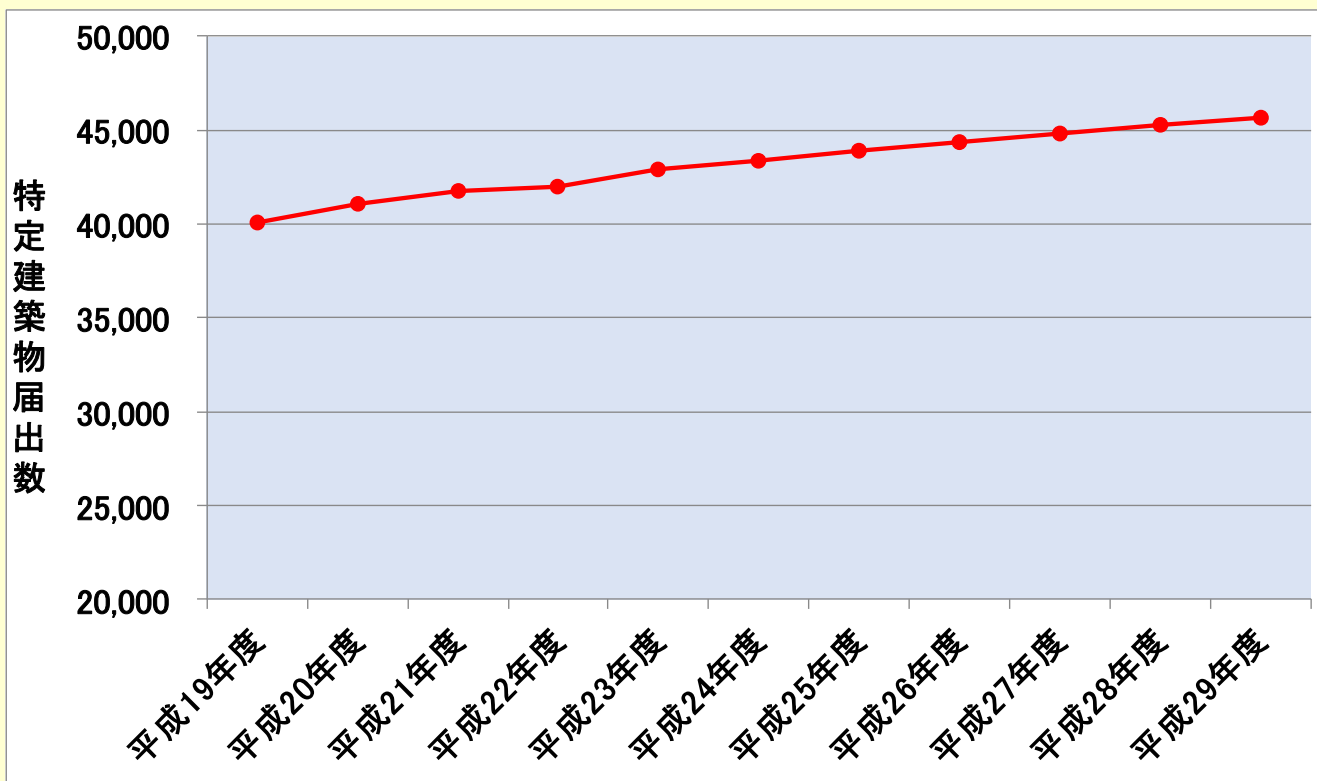
大掃除(6ヵ月以内に1回)

○ねずみ等の防除

(1)ねずみ等の発生場所、生息場所、進入経路等について6ヶ月以内に1回統一的調査を実施

(2)殺そ剤、殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医薬部外品を使用

特定建築物届出数の推移



※資料: 厚生労働省「衛生行政報告例」

処分状況の推移

| 年度 | 改善命令 | 使用停止・ 使用制限 | 改善の勧告 (国・地方公共団 体) |
|--------|------|---------------|-------------------------|
| 平成19年度 | 0 | 0 | |
| 平成20年度 | 1 | 0 | |
| 平成21年度 | 12 | 0 | |
| 平成22年度 | 2 | 0 | 14 |
| 平成23年度 | 0 | 0 | 5 |
| 平成24年度 | 8 | 0 | 6 |
| 平成25年度 | 0 | 0 | 0 |
| 平成26年度 | 1 | 0 | 0 |
| 平成27年度 | 0 | 0 | 0 |
| 平成28年度 | 3 | 0 | 13 |
| 平成29年度 | 2 | 2 | 1 |

※資料: 厚生労働省「衛生行政報告例」